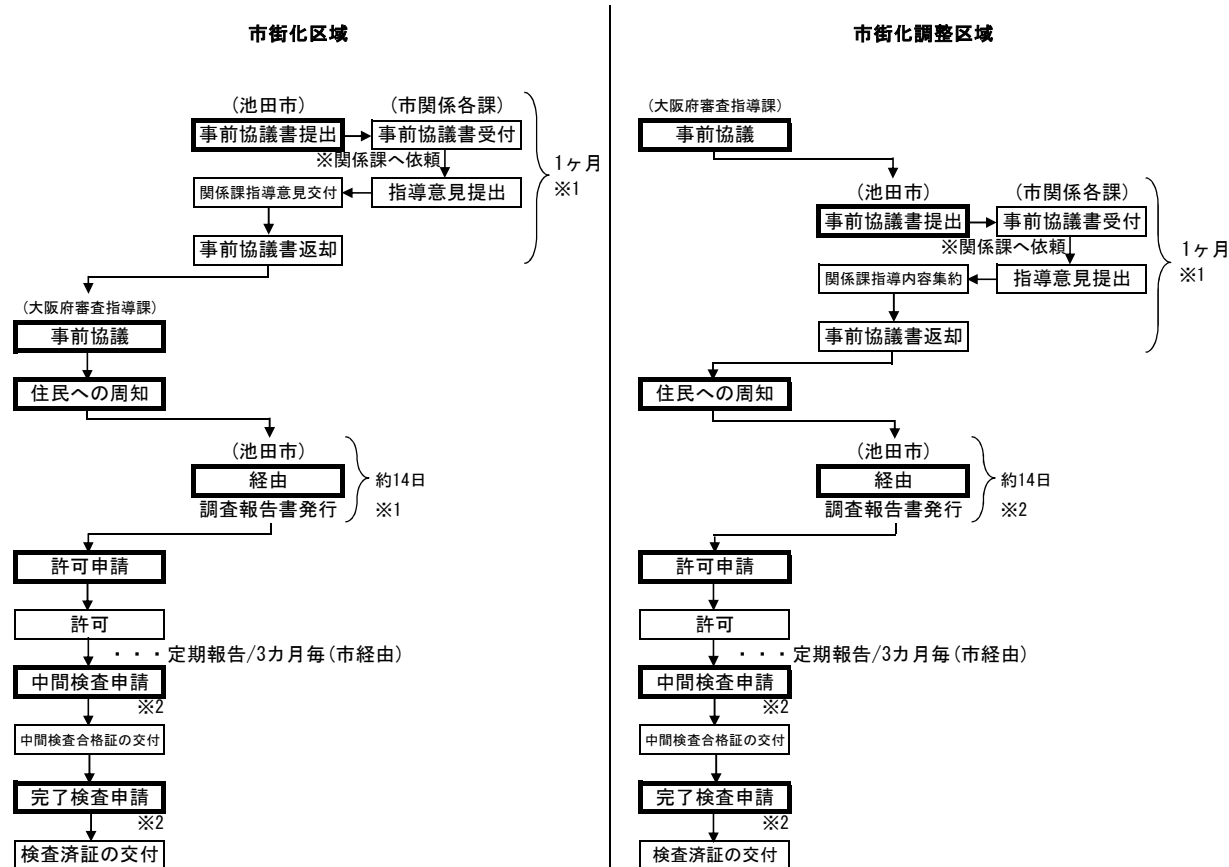


宅地造成及び特定盛土等許可申請フロー及び標準処理期間

太枠：申請者行為

申請区域に森林区域が含まれない場合

池田市を経由し、大阪府審査指導課で許可



※1 標準処理期間とは、申請に対する処分について、その申請が市に到達してから処分するまでに通常要すべき標準的な機関です。申請の処理に要する期間はあくまでも目安であり、標準処理期間内に必ず処分が行われることを意味するものではありません。また、申請の補正等に要する期間は含まれません。

※2 中間検査・完了検査は経由なし。

※3 申請区域内に一部でも森林区域が含まれる場合は森づくり課で許可。

申請区域に森林区域が含まれる場合

大阪府森づくり課で許可(池田市経由なし)

※3

市街化区域・市街化調整区域

